

令和8年度 八王子市立第五中学校 生活指導基本方針

1 基本方針

- (1) 生活指導は、生徒一人ひとりが自立し、社会の一員として健全に成長することを目指す。
- (2) 全教職員が共通理解を持ち、組織的・継続的に取り組むことで、生徒の豊かな人間性の育成を図る。

2 目指す生徒像

【未来社会への知性】<学び続ける人> (知)

第五中学校グループ(第五中・第一小・第四小)における学力定着プロジェクトチームを要とし、基礎的・基本的な学力の定着をめざす。学習活動では幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたり学習する基盤が養われるよう基礎的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題解決するための思考力・判断力・表現力、学びに向かう人間性を養う。

【人・地球との共生】<より高い人間性をめざす人> (徳)

自立した人生を他者と共によりよく生きることをめざし、人権尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、互いに尊重し調和と協調、協働して社会で生きる上で求められる規範意識を醸成する。また、よりよく生きる上で大切なことは何か自分はどのように生きるべきか当事者意識をもって主体的に考え、自らの生き方を探求する力を養う。

【心身共に健康】<健康で生命を大切にする人> (体)

「生きる力」を支える重要な体力や健康の維持を図るため、運動を通して体力を養い健康を維持する食育を通して望ましい食習慣や健康的な生活習慣を身に付けさせる。また、生命を脅かす災害や性暴力等の危険から身を守る力を養う。

3 指導の重点

(1) 基本的生活習慣の確立

- ① あいさつ・返事・言葉づかいの徹底
- ② 時間を守る(着席チャイム)、忘れ物をしない、清潔な身だしなみの指導
- ③ 登下校のマナー、安全確認の徹底

(2) 人間関係の構築

- ① いじめ・差別のない、安全・安心な学級・学校づくり
- ② 互いを認め合う関係づくり
- ③ トラブル対応は早期発見・早期対応・再発防止

(3) SNS・スマートフォンの適切な活用

- ① 情報モラル教育の充実
- ② ネットトラブルの予防・啓発指導
- ③ 保護者と連携したルール作り

(4) 問題行動への対応

- ① 指導と支援のバランスをとった対応
- ② 教職員・保護者・関係機関との連携による継続的支援
- ③ 生徒の背景や心情に寄り添った対応

4 指導体制の確立

- (1) 学年・学級担任を中心とした「チームとしての指導」
- (2) 教職員間での情報共有と統一的な指導

5 いじめ防止等の取組

- (1) 常設の学校いじめ対策委員会を週1回以上実施し、いじめ防止対策推進法を遵守した対応を行う。また週1回以上の情報共有の時間では生徒の状況や対応記録の作成など共通理解を図り、教員が一人で抱えない体制づくりをめざす。
- (2) 年4回のいじめに関するアンケートの実施と聞き取り、管理職報告を徹底し、いじめを見逃さない体制を継続するとともに、楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)の調査結果を全教員で分析し、生徒一人ひとりへの対応について共通理解を図る。
- (3) 6月に八王子市いのちの大切さを共に考える日を設定し、全校朝礼での校長講話と道徳科における生命の尊重をテーマとし、生徒一人ひとりが命の連続性や有限性について考えを深められる取り組みを行う。

6 家庭・地域との連携

- (1) 保護者との連絡・相談体制の整備
- (2) 地域との協働による安全・安心な環境づくり
- (3) PTA や地域ボランティアとの連携活動の推進